

役員及び評議員の報酬等に関する規程

社会福祉法人浄信会

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人浄信会（以下「当法人」という。）定款第9条及び第23条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等について定めるものとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤の理事とは、この法人の理事としての業務を執行することを主たる職務とする者をいい、勤務時間及び日数等が正規職員と同等な役員をいう。ただし平成29年度から当分の間は、常勤理事はおかない。
- (3) 非常勤の役員とは、役員のうち、常勤の理事以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員等については、報酬、賞与を支給する。
- (2) 非常勤役員等（非常勤役員とは常勤役員以外の者をいう。）については、業務に応じた報酬を支給することとし、賞与は支給しない。
- (3) 当法人の職員を兼ねる理事（以下「兼務理事」という。）については、職員としての給与規程に定めるもののほか本規定に定める報酬を支給する。

(常勤役員等の報酬等の算定方法)

第4条 常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表第1に定める額
- (2) 賞与については、別表第2に定める額

(非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第5条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 役員の報酬については、別表第3に定める額
- (2) 非常勤役員等が職務のために継続的に勤務場所に通勤する場合は、非常勤職員就業規則第28条に定める通勤手当を支給する。
- (3) 評議員に対する報酬の額は別表4に定める額とする。
- (4) 役員等が自己の業務を遂行するために必要な研修等を受講する場合は法人・施設のための職務執行とする。

(兼務理事の報酬等の算定方法)

第6条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している者の役員等報酬は、別表5に定める額とする。出張及び研修等の職務を遂行した場合は、職員・施設長としての旅費・交通費及び日当を所属する施設から支給する。重ねて役員としての業務遂行の報酬、旅費、交通費を法人本部から支給することはない。

(報酬等の支給方法)

第7条 常勤役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

- (1) 報酬については、毎月21日とする。ただし、その日が土曜日、日曜日又は祝日の場合は、職員給与規程第10条に準じた日とする。
- (2) 賞与について、毎年6月及び12月とする。
- 2 継続的に勤務する非常勤役員等に対する報酬は、非常勤職員就業規則第29条第1項に準じて支給する。その場合、非常勤職員は非常勤役員に、賃金は報酬に、職員は非常勤役員に読み替えるものとする。
- 3 前項に定める以外の非常勤役員等に対する報酬は、当該会議に出席した都度及び業務遂行の都度、支給する。
- 4 兼務理事の報酬は、職員給与に加算して支給する。ただし本規定の施行開始日の翌月の支払給与から実施する。
- 5 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(費用)

第8条 役員等が出張する場合は、職員旅費規程(園長・施設長欄を適用)に基づいて、旅費(交通費及び宿泊料)を支給する。ただし日当は支給しない。

- 2 役員等が職務の遂行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

- 3 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。
- 4 役員等が当該会議への出席、監査及びその他の業務遂行をするときは、その都度交通費を支給する。
- 5 交通費の支給は、職員旅費規程による。

(報酬等の日割り計算)

第9条 新たに常勤の理事に就任した者には、その日から報酬を支給する。

- 2 常勤の理事が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
- 3 月の中途における就任、退任、又は解任の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
- 4 第2項の規定にかかわらず、常勤の理事が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第10条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

- (1) 50 銭未満の端数については、これを切り捨てる。
- (2) 50 銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(公表)

第11条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第12条 この規程の実施に関し必要事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

(改廃)

第13条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附則 この規程は平成29年6月15日より施行する。

別表第1（常勤の理事の報酬）

役職名	報酬の額
理事長	月額 200,000 円
常務理事	月額 150,000 円

別表第2（常勤の理事の賞与）

6月の賞与	報酬月額 of 1 か月分
12月の賞与	報酬月額 of 1 か月分

別表第3（非常勤の役員の報酬）

(1) 理事（理事長を含む）

		日額
理事会・評議員会等会議への出席		6,000 円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	3 時間未満の場合	5,000 円
	3 時間以上の場合	7,000 円

(2) 監事

		日額
監事監査等への出席		10,000 円
理事会・評議員会等会議への出席		6,000 円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	3 時間未満の場合	6,000 円
	3 時間以上の場合	8,000 円

別表4（評議員の報酬）

		日額
評議員会への出席		6,000 円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	3 時間未満の場合	4,000 円
	3 時間以上の場合	6,000 円

別表5（職員給与との併給）

当法人職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、職員給与に加えて役員報酬等を支給する。ただし、常勤役員としての賞与は支給しない。

役職名	役員報酬額
理事	月額 30,000 円